

## 機密保持等契約書

株式会社ベストプライダル（以下、「甲」という。）と特定非営利法人京都消費者契約ネットワーク（以下、「乙」という。）とは、甲の機密情報の保持等に関して、次のとおりの契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### （契約目的）

第1条 本契約は、甲が、乙に対し、乙の要求に応じて、甲が顧客との取引に使用する結婚式・披露宴会場利用に関する共通約款に関して、意見交換（以下「本意見交換」という。）を行うに当たって、甲が乙と本意見交換を行った事実、甲が乙に対して行った意見表明の内容、提出した資料、当該意見交換における甲の全ての対応、及び、本意見交換の結論（甲が乙の意見を受け入れたか、拒絶したかを問わない）の全てを本件機密情報とし、当該機密情報の取扱いに関する事項を定めることをその目的とする。なお、甲は、いつでも甲の判断によって、本意見交換を終了できるものとし、乙はこれに対して、一切の真歴を述べない。

### （開示目的等）

第2条 本契約に基づく本件機密情報の開示目的及び、開示された本件機密情報の使用目的については、下記に定めるとおりとする。

### 記

本意見交換の目的のみのために開示され、乙は機密情報の全てについて、乙のホームページや会報等における公表はもちろん、いかなる形態をとっても第三者（行政機関や他の消費者保護団体に対する報告を含む）に公表することができないものとする

### （機密保持義務）

第3条 乙は、甲の書面による事前の同意がない限り、いかなる第三者（本件機密情報を知る合理的必要のある自己の役員または、従業員を除くものとする。）に対しても、本件機密情報を開示もしくは、

漏洩しない。

2. 乙は、甲の書面による事前の同意がない限り、本件機密情報の存在について、いかなる第三者（本件機密情報を知る合理的必要のある自己の役員または、従業員及び、乙と機密保持契約を締結している弁護士を除くものとする。）に対しても、開示もしくは、漏洩してはならない。

#### （機密情報の管理）

第4条 乙は、本件機密保持義務を遵守するため、自己の機密情報を管理する場合と同等の注意をもって、本件機密情報を管理するものとする。但し、かかる注意義務の程度は、いかなる場合であっても、善良なる管理者の注意義務を下回ってはならない。

2. 乙は、本件機密情報の漏洩、もしくは、本件機密情報を化体した有形の媒体の紛失を防止するため、施設の整備、パスワードの設定、本件機密情報の開示を受ける役員及び、従業員に対するトレーニングの実施その他の適切な措置を講じなければならない。万一、漏洩、紛失、盗難が生じた場合は、直ちにその旨を相手方に通知し、その後の対応について協議する。

#### （機密情報の使用）

第5条 乙は、甲の書面による事前の同意がない限り、第2条に定める使用目的以外の目的で、本件機密情報を使用してはならない。

2. 乙は、本件機密情報を使用するに際して、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本件機密情報を複製することができない。なお、本項により複製された情報も、本件機密情報とみなす。

#### （機密情報の返還等）

第6条 乙は、甲から本件機密情報の返還請求があったときは、速やかに、本件機密情報を開示者に返還するか、または、相手方の指示に従い廃棄もしくは、消去し、廃棄もしくは、消去したことを証する書面を相手方に提出する。

#### （責任）

第7条 甲は、乙が本契約に違反したことにより損害を被った場合、相手方に当該損害の賠償を請求することができる。

(専属的合意管轄裁判所)

第8条 甲及び、乙は、本契約に記し、本契約に定めのない事項、疑義または、紛争の生じた場合は、協議して円満解決に努めるものとし、万一協議が整わない場合は、東京地方裁判所を専属的な管轄裁判所とすることに合意する。

本契約が甲乙双方の合意の上、真正に締結されたことを証するために本書2通を作成し甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年5月 日

(甲)

(乙)